

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市教育委員会
教育長 安良岡 靖史 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第4項第4号の規定に基づく収集及び第9条第2項第4号の規定に基づく提供について、平成25年11月14日付鎌教委指第1424号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人情報の収集及び提供については、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮されるよう要望します。

また、自殺企図や児童虐待など、児童・生徒本人及び保護者に通知することによって当該児童・生徒に危害が及ぶ危険性がある事案は、条例第8条第6項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事項

事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由	収集先
教育指導課	学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務	対象者（学校と警察との相互連携に係る協定書に定める児童・生徒）	児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項（学校と警察との相互連携に係る協定書に定める個人情報）	学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため	神奈川県警察本部

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する記録の名称	提供する理由	提供先
教育指導課	学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務	対象者（学校と警察との相互連携に係る協定書に定める児童・生徒）	児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項（学校と警察との相互連携に係る協定書に定める個人情報）	学校が児童・生徒の個人情報を警察に提供することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため	神奈川県警察本部